

笠間市工場立地法準則条例の概要

○条例制定の趣旨

地域主権一括法（第2次）による工場立地法の一部改正により、緑地率等に関する準則の策定に係る権限がすべての市に移譲されることになり、笠間市においてもこれを緩和する準則条例を策定し製造業の活性化と誘致等を推進する。

○工場立地法第4条の2第2項

市は、自然的、社会的条件から判断して、緑地率等を国の基準の範囲内で市準則により定めることが可能。

○国の基準

	第1種区域 第2、3種区域以外	第2種区域 準工業地域	第3種区域 工業、工業専用地域	第4種区域 用途地域ない地域
緑地の割合	20%超～ 30%以下	10%以上～ 25%以下	5%以上～ 20%未満	5%超～ 25%以下
環境施設の割合	25%超～ 35%以下	15%以上～ 30%以下	10%以上～ 25%未満	10%以上～ 35%以下



○準則条例（案）

対象区域	緑地の割合	環境施設の割合
・工業地域、 ・工業専用地域	20%以上 ⇒ <u>5%以上</u>	25%以上 ⇒ <u>10%以上</u>
・準工業地域、 ・都市計画用途地域以外 の区域	20%以上 ⇒ <u>10%以上</u>	25%以上 ⇒ <u>15%以上</u>

※対象区域内の既存工場等にも、生産施設面積に変更が生じるときは上記割合を適用する。